

基政発 0802 第 1 号
基監発 0802 第 1 号
令和 5 年 8 月 2 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長

現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈について

裁量労働制の対象業務については、令和 4 年 12 月 27 日付けで労働政策審議会労働条件分科会において取りまとめられた「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」において、「企画業務型裁量労働制や専門業務型裁量労働制の現行の対象業務の明確化を行うことが適当である」とされたところである。

これを踏まえ、現行の裁量労働制の対象業務に係る規定にどのような業務が該当するかについて、以下のとおり、既存の通達等において示している考え方の再周知をするため、貴職におかれては、これを改めて十分了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、事業主等より本内かんの内容に関して疑義が呈された場合等には、適宜本省に相談いただきたい。

記

第一 専門業務型裁量労働制について

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）第 38 条の 3 の規定に基づく裁量労働制（以下「専門業務型裁量労働制」という。）の対象業務（同条第 1 項第 1 号の業務をいう。）に労働者が従事している場合であっても、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、労働者に裁量がないという状況が明らかになった場合には、専門業務型裁量労働制を適用することはできないこと。

専門業務型裁量労働制の対象労働者が従事する業務の内容が、労働基準法施行規

則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 24 条の 2 の 2 第 2 項又は労働基準法施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務（平成 9 年労働省告示第 7 号）に規定された業務のうち複数の対象業務に該当する場合は、業務の内容がそれぞれの対象業務に該当している限り、労使協定の内容を前提に、専門業務型裁量労働制の適用対象になるものであること。

専門業務型裁量労働制の非対象業務と対象業務とを混在して行う場合は、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、専門業務型裁量労働制を適用することはできないこと。

第二 企画業務型裁量労働制について

法第 38 条の 4 の規定に基づく裁量労働制（以下「企画業務型裁量労働制」という。）の対象業務（同条第 1 項第 1 号の業務をいう。）に労働者が従事している場合であっても、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、労働者に裁量がないという状況が明らかになった場合には、企画業務型裁量労働制を適用することはできないこと。

対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であることを含め、対象業務の考え方は平成 12 年 1 月 1 日付け基発第 1 号「労働基準法の一部を改正する法律の施行（企画業務型裁量労働制関係）等について」で示しているとおり、「対象労働者が対象業務を遂行する過程においては（中略）、自己の業務に関する情報・資料の収集、整理、加工等を行うこともあり得るものであるが、これらの作業は、企画、立案、調査及び分析の業務の不可分な一部分を構成するものとして、当該業務に組み込まれているものと評価できることから、これらの業務を含めた全体が対象業務と評価される」ものであること。

一方で、企画、立案、調査及び分析の業務とは別に、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、企画業務型裁量労働制を適用することはできないこと。

【参考：平成12年1月1日付け基発第1号「労働基準法の一部を改正する法律の施行（企画業務型裁量労働制関係）等について」（抄）】

3 労使委員会の決議

(2) 決議事項の内容（指針第3関係）

イ 1号決議事項

対象業務は、次の(イ)から(ニ)までに掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(イ) 事業の運営に関する事項についての業務であること

法第38条の4第1項第1号の「事業の運営に関する事項」とは、対象事業場の属する企業等に係る事業の運営に影響を及ぼす事項をいい、対象事業場における事業の実施に関する事項が直ちにこれに該当するものではないこと。

(ロ) 企画、立案、調査及び分析の業務であること

法第38条の4第1項第1号の「企画、立案、調査及び分析の業務」とは、「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業を組み合わせることを内容とする業務をいうこと。

ここでいう「業務」とは、部署が所掌する業務ではなく、個々の労働者が使用者に遂行を命じられた業務をいうこと。

(ハ) 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること

法第38条の4第1項第1号の「当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とは、当該業務の性質に照らし客観的にその必要性が存するものであることが必要であること。

(ニ) 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること

法第38条の4第1項第1号の「当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」とは、当該業務の遂行に当たり、その内容である「企画」、「立案」、「調査」及び「分析」という相互に関連し合う作業をいつ、どのように行うか等についての広範な裁量が、労働者に認められている業務をいうこと。

ロ 2号決議事項

対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること。

対象労働者が対象業務を遂行する過程においては、期初、期末における目標設定、成果評価等に必要な会議への出席や関係者等との打合せ等時間配分に関し拘束を受ける場合が生じ得るものであり、また、自己の業務に関係する情報・資料の収集、整理、加工等を行うこともあり得るものであるが、これらの作業は、企画、立案、調査及び分析の業務の不可分な一部分を構成するものとして、当該業務に組み込まれているものと評価できることから、これらの業務を含めた全体が対象業務と評価されるものであり、対象労働者は、そのような対象業務に常態として従事することが必要となるものであること。

(略)